

第 23 号 (通巻第 717 号)  
制作・発行  
大分県商工労働部労政福祉課

# ～有期労働契約の新しいルール～

## 平成25年4月1日から改正労働契約法施行

### 改正労働契約法のポイント

平成24年8月10日に「労働契約法の一部を改正する法律」が公布され、有期労働契約について、労働契約法に下記の3つのルールが規定されました。

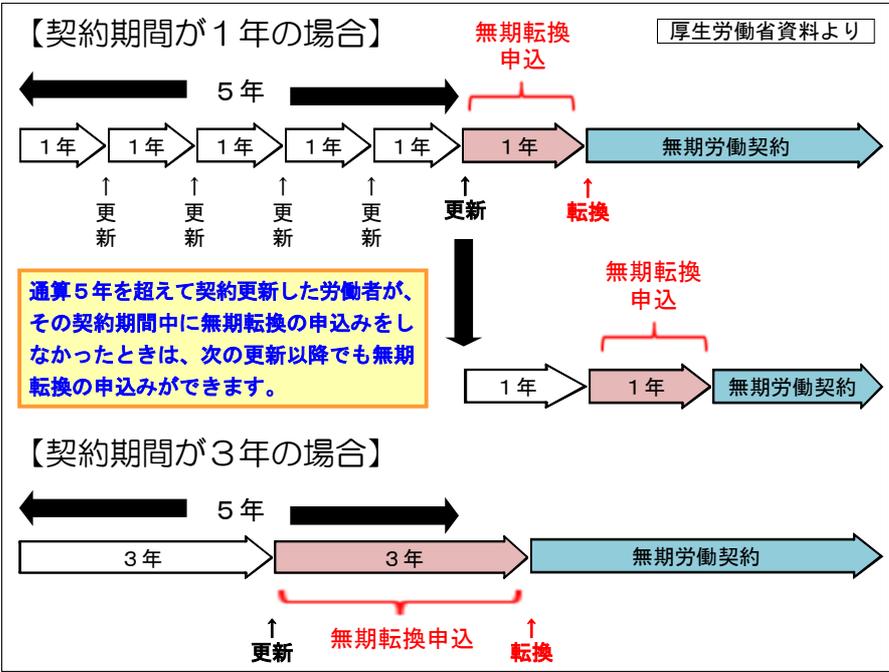
有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など、期間の定めのある労働契約のことです。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など、いろいろな言い方で呼ばれていますが、こうした有期労働契約で働くすべての人が、この新しいルールの対象となります。

- 3つのルール**
- I 無期労働契約への転換
  - II 「雇止め法理」の法定化
  - III 不合理な労働条件の禁止
- ※ II は平成24年8月10日（公布日）に施行済み、I と III は平成25年4月1日から施行

I の「無期労働契約への転換」については、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより期間の定め

### いつ無期転換の申込みができるか（無期転換の仕組み）



ない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II の「雇止め法理の法定化」については、最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められ

ないことになるルールです。

III の「不合理な労働条件の禁止」については、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

(P2に続く)

	<b>目次</b>	●ジョブカフェおおいたHPリニューアル..... P5
●改正労働契約法施行..... P1～P2		●心ひらいて..... P5
●労務管理アドバイス..... P3		●主要労働経済指標..... P6
●男性育児休業取得者との意見交換会..... P4		●県内の動き..... P7～P8
●平成24年労働組合基礎調査..... P4		●労委だより..... P7
		●労政・相談情報センターからのお知らせ..... P8

☑ (P1から続き)

### 無期労働契約への転換

労働者は、同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合、使用者に無期労働契約への転換の申込みをすることができます。通算期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算期間に含めません。

申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。

### クーリングとは

有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない空白期間が6か月以上あるときは、それ以前の有期労働契約は通算期間に含めません。これをクーリングといいます。

ただし、カウントの対象となる契約期間が1年未満の場合、その期間に応じて、表のとおり、クーリングされる期間が決められています。

クーリングされた場合、その次の

カウントの対象となる有期労働契約の契約期間	契約がない期間
2か月以下	1か月以上
2か月超～4か月以下	2か月以上
4か月超～6か月以下	3か月以上
6か月超～8か月以下	4か月以上
8か月超～10か月以下	5か月以上
10か月超～	6か月以上

有期労働契約から、通算期間のカウントが再度スタートします。

### 「雇止め法理」の法定化

今回の法改正により、過去の最高裁判例により一定の場合に雇止めを無効とするルールを労働契約法に条文化しました。下記のいずれかに該当する場合に「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、使用者が雇止めをすることが認められません。

- ① 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの
- ② 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時にその有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められる場合

### 不合理な労働条件の禁止

同一の使用者ととの間で締結している有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理に労働条件を相違させることを禁止するルールです。

労働条件の相違が認められるかどうかは、①職務の内容（業務の内容および当該業務に伴う責任の程度）、②当該職務の内容および配置の変更の範囲、③その他の事情、を考慮して個々の労働条件ごとに判断されます。とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させることは、特段の理由がない限り、合理的とは認められない

と解されます。

### 大分労働局が説明会を開催

平成24年12月12日（水）、大分労働局主催の「改正労働契約法説明会」が大分市医師会館で開催されました。

説明会では、改正法のポイントと想定される質問についての解説がありました。想定質問の解説について、その一部をご紹介します。

Q. 無期契約申込みがあったが、雇用を終了させたい時はどうなるか？

A. 申込みがあれば、使用者は承諾したものとみなされるので、申込みと同時に無期契約が成立します。よって、雇用を終了させることは、解雇となり、客観的に合理的な理由が求められます。

Q. 契約期間の上限をあらかじめ5年とする労働契約を締結できるか？

A. 有期労働契約時に「契約期間上限5年」とする労使合意を行うことは禁止されません。

ただし、5年以内に雇い止めをした場合において、労働者が雇用継続への合理的な期待権が生じていた場合は、合意があることをもって「雇止め法理」が否定されることにはなりません。

Q. 契約期間が5年を超えた際、労働者に無期転換への意思を確認する義務があるか？

A. 確認する義務はありません。ただし、平成25年4月1日以降に開始する契約については、労働条件通知書により、無期転換権の表示を行う必要があります。

## 平成25年度均等・両立推進企業表彰

**ポジティブ・アクションを推進している企業  
ファミリー・フレンドリーな企業  
を表彰します**

応募期間：平成25年1月1日～3月31日

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を表彰しています。

平成25年度の各賞候補を募集します。「わが社こそは」と思われる企業の皆さま、ぜひご応募ください！

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>



雇用均等・児童家庭局  
都道府県労働局雇用均等室

### 均等推進企業部門

職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みを実施している企業

- 厚生労働大臣優良賞
- 都道府県労働局長優良賞
- 都道府県労働局長奨励賞

### ファミリー・フレンドリー企業部門

仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業

- 厚生労働大臣優良賞
- 都道府県労働局長優良賞
- 都道府県労働局長奨励賞

両部門に優れた企業  
厚生労働大臣最優良賞



【執筆】  
 社会保険労務士  
**二村 織江**  
 社会保険労務士事務所  
 アベイユ

# 労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

## ～ 労働契約法改正とその背景及び目的について～

### 【無期労働契約への転換】

労働契約期間は、労働基準法で原則「上限3年」と定められています。一定の事業の完了に必要な期間を定める労働契約は「その期間」とされています。無期転換契約への転換を申し入れる権利は、更新が1回以上行われ、かつ通算契約期間が5年を超える場合に発生することになりますので、1度も更新がない場合は要件を満たしません。

また、無期契約への転換は契約期間の定めのみを変更するもので、それ以外の労働条件の変更は別に検討する必要があります。

### 【雇止め法理の法定化】

労働者は、労働契約の「更新の申し込み」及び「締結の申し込み」の意思表示をするとともに、雇止めの効力についてはこれまでの裁判例と同様に、雇用の臨時性・常用性、更新の回数、雇用の通算期間、契約更新の状況、雇用継続の期待を持たせる使用者の言動の有無等を総合的に考慮し、個別の事案ごとに契約関係の終了が判断されます。

### 【不合理な労働条件の禁止】

有期労働契約者と無期労働契約者の間で労働条件の相違があれば直ちに不合理とされものではなく、業務の内容や責任その他の事情が考慮されますが、通達では労働条件が不合理とされた場合は民事上の不法行為として損害賠償が認められる可能性があるとしています。

有給休暇、未払い残業代、解雇等の労使間トラブルの増加は、インターネットの普及で労働者が多くの情報を目にするようになったことや、非正規労働という長期雇用を前提としない働き方が増えることも要因として考えられます。また、人間関係が希薄になることによってメンタルヘルスの問題が大きくなっていることも同様です。

すなわち、非正規労働者に関する労務管理は、労務管理全体の安定に影響を及ぼすようになってきていると言えます。また、そのような社会的背景を念頭に置くことによって、改正の内容がより理解しやすくなると思います。

新年明けましておめでとうございます。企業において経営や労務管理をされていらっしゃる方をはじめ皆様にとって良い1年となりますようお祈り申し上げます。

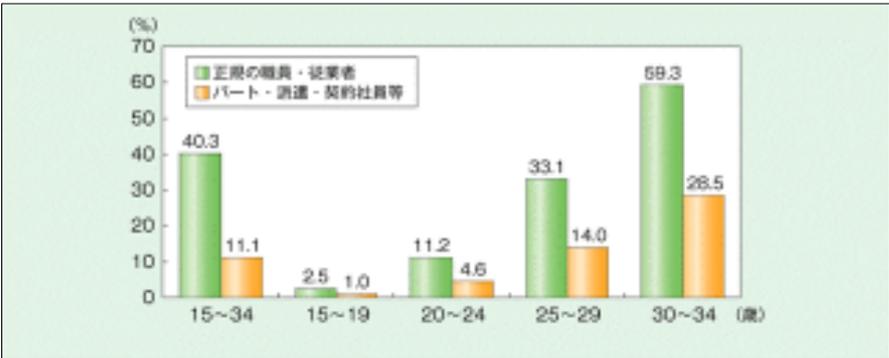
昨年は、8月に有期労働契約関連する労働契約法の一部、10月に労働者派遣法が改正施行されました。また今年4月には、高齢者雇用安定が改正施行されますし、障害者雇用促進法では「障害者雇用率制度」の法定雇用率の変更となるなど非正規労働者をめぐる法改正が続きます。

非正規労働者は、会社での呼称が、「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」「その他」である者とされます。近年、非正規労働者の割合は労働力人口の3分の1を占め、更に増加傾向にあります。特に30歳代前半までの若年者における非正規労働者の割合が大きく上昇していることが問題となっています。

非正規労働者は正規労働者と比較して、「賃金が低い」、「契約期間の定めがある」、「フルタイム労働ではない」、「教育訓練の機会が少ない」などの傾向があります。労働契約法の改正は、若年者を始めた安定的な雇用を確保することによって、少子高齢化対策に資するとともに、日本の持続的発展のために労働者一人ひとりの職業能力を向上させることがその大きな目的と言えます。既に改正労働契約法のポイントはまとめられていますので、ここでは少しだけ補足させていただきます。

参考：雇用形態別有配偶者の占める割合（平成19年、男性）

30歳代前半までの男性では、非正規労働者の有配偶者の割合が正規労働者と比較して圧倒的に低くなっています。



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成  
 2. 「パート・派遣・契約社員等」は、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の合計。  
 3. 「有配偶者」には「死別」「離別」も含む。

### 「ワーク・ライフ・バランス」 を考える!!

#### 育休取得者等との意見交換会 及び大分県WLB推進会議

大分県では、男性の育児参加などワーク・ライフ・バランス（仕事と子育ての両立）を推進するため、平成22年度から認定企業創出モデル事業を実施しており、平成24年度も5社が取り組んでいます。

12月21日（金）、大分市土地改良会館において、事業実施企業の育児休業を取得した男性従業員とその経営者が、山本商工労働部長、永松福祉保健部長及び大分県ワーク・ライフ・バランス推進会議のメンバーと意見交換会を行いました。

#### 育休取得者のコメント

大分みらい信用金庫

友永 賢二 さん〔5日間取得〕

会社を休むことへの戸惑いがありましたが、実際に子どもと妻と過ごすことによって、親になる自覚、夫

育休中の体験談を語る友永賢二さん



婦の協力や子育てについて考える時間を持つことができました。子育ては、企業にとっても人材育成に通じる部分があると思います。

医療法人明徳会 佐藤第一病院  
小洞 英嗣 さん〔7日間取得〕

育休を取得して、普段は見れなかった子どもの笑顔など、たくさんの表情を見ることができました。また、妻の悩みを一緒に解決できる時間を持つことができ、有意義な時間を過ごせたと思います。

ジェイリース株式会社  
坂田 友和 さん〔5日間取得〕

第2子だったので自分でも育児は何とかなると思っていましたが、は

じめは妻でないと泣き止まず、子どもが自分になつていないということが分かりました。長い時間を共に過ごしていくと、子どもが笑いかけてくれるようになり、心が通じ合ったように感じました。

株式会社TRI大分AE  
北崎 泰紀 さん〔5日間取得〕

育休を取ることで、子どもの新しい表情を見ることができ、より一層子どもに対する愛情を感じる事ができました。また妻の再就職活動のフォローもすることができ、家事をすることで妻への感謝の気持ちも大きくなりました。

社会福祉法人みのり村  
藤原 正教 さん〔6日間取得〕

以前は子どもに関わる時間が少なく、両親の家に預けることが多かったため、父親になったという実感を持てずにいました。育休を取得し、1日の生活を通してふれあうことで、父親として実感が生まれてきたと感じています。

## 平成24年労働組合基礎調査

平成24年6月30日現在 県労政福祉課

厚生労働省では、全国の労働組合の組織状況を明らかにするため、毎年6月30日現在で調査を行っています。平成24年の大分県の集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

### 1 組合数 521組合（10組合減少）

平成23年7月1日～平成24年6月30日の間に、12組合が新設した一方で22組合が解散した結果、前年に比べ10組合の減少となりました。

### 2 組合員数 81,342人（66人減少）

22組合の解散で809人が減少しましたが、12組合の新設による356人の増加に加え、既設組合の組合員数の増加により、結果として前年に比べ66人の減少となりました。

### 3 推定組織率 17.8%（0.1ポイント減少）

県内の平成24年の組合員数は、81,342人と前年より微減となったため、非単位組合員を含む推定組織率も17.8%と前年を0.1ポイント下回りました。

### 4 県内上部団体の状況

連合大分の組合員数は、前年より388人減少し、57,165人となりました。一方、大分県労連の組合員数は、前年より51人増加し3,037人となりました。

厚生労働省が発表した全国集計は下記をご覧ください。

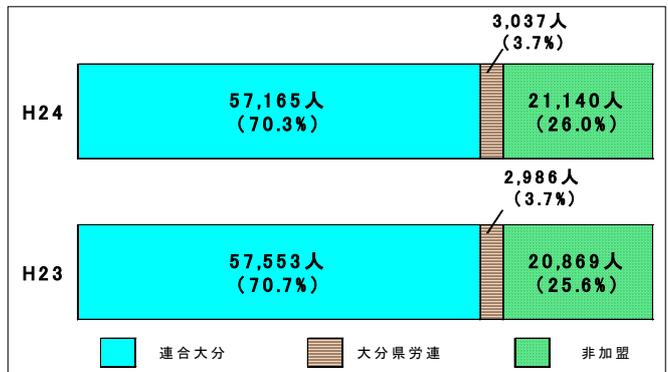
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/12/index.html>

最近5年間の組合員数と組織率の推移

	組合員数 (人)	組織率 (%)	全国推定組織率 (%)
H20	79,057	17.2	18.1
H21	80,405	18.2	18.5
H22	79,863	18.1	18.5
H23	81,408	17.9	18.1※
H24	81,342	17.8	17.9

※H23の全国推定組織率は、H24・4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」のH23・6月分の推計値及びその数値を用いた計算値。時系列比較の際は要注意。

県内上部団体の状況



調査結果の詳細をホームページ「おいたの労働」の統計・調査のページでご覧いただけます。

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>

## ジョブカフェおいた HPリニューアル のお知らせ

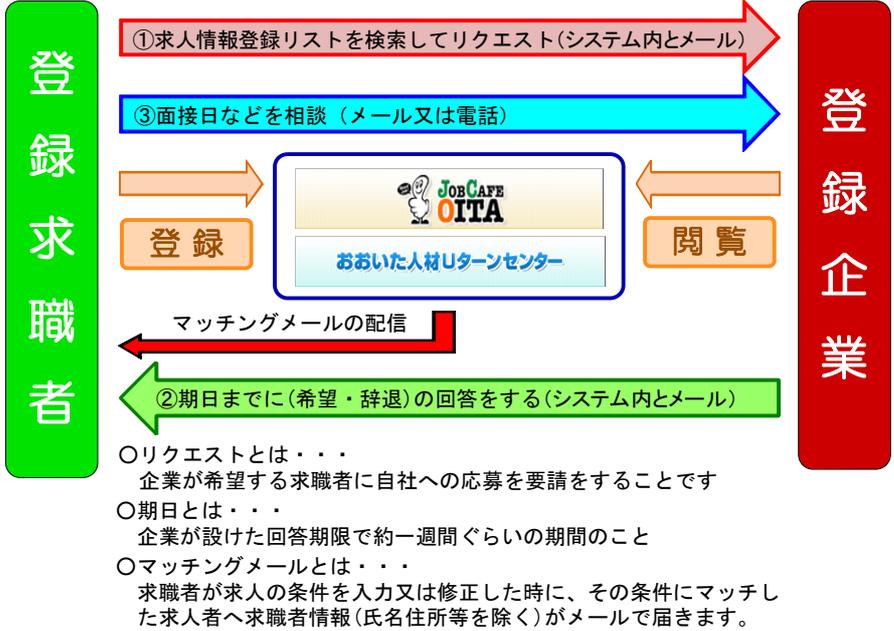
かねてより準備を進めておりました大分県人材定住情報システム（SORIN）ホームページのリニューアルが完了し「おいたde就職するねっ」として運用開始しました。

主な変更点は次の通りです。

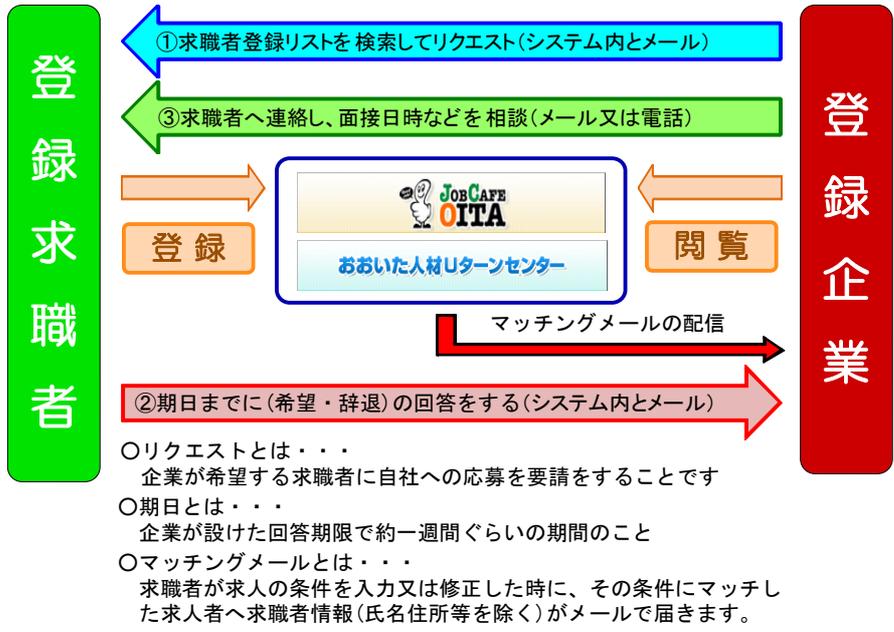
- ① トップページが統一され、わかりやすくなりました。アドレスは <http://www.sorin-oita.or.jp/> です。([sorin]検索)
- ② トップページから「ジョブカフェおいた」「おいた人材リターンセンター」「企業様ページ」に移動でき、どのページからも登録IDでログインしますと自動的に該当ページに移動して、作業ができるようになりました。
- ③ 求職者に対してはスマートフォン対応ページを設け、企業情報や求人情報がどこからでも見るできるようになりました。
- ④ 「企業様ページ」はこれまでの「ズバリ！大分企業ナビ」の企業様ページとも統一され使いやすくなりました。

**お問合せ先**  
 〒870-0029  
 大分市高砂町 2 番50号  
 OASISひろば21 B1F  
 ジョブカフェおいた  
 TEL : 097-533-8878  
 FAX : 097-533-8667

### 【求職者から求人企業への求人リクエストの流れ】



### 【企業から求職者への求職者リクエストの流れ】



## 「気づく」～大分県人権啓発コラムより～

奥さんが病気で入院し、家事を任された男性の話。  
 「子どもの行動がいちいち気になって、よく叱るようになった。子どもには『お父さんがお母さんみたいになった』と言われた」。  
 それ以前は奥さんのことを、少し口うるさいなあと思っていたそうです。  
 「日中、話し相手がないので、夜、妻が帰宅したときに1日の出来事をしゃべり続けて、うんざりした顔をされた。妻が育児中のときは全く逆で、いつもこちらが生返事をしていた」とは、育児休業を取得した別の男性の体験談。  
 どちらも「妻の性格」と思っていたことが、「置かれた状況」のせいかもしれないと気づいたということでしょうか。  
 親しい同士でも、**「相手の立場を経験しなければ気づかない」**ということが他にもあるかもしれませんね。



### 承ります！ 出前講座

～出前メニュー～

- 学生を対象とした「働き方のルール」
- 労働者を対象とした「労働法」
- 経営者を対象にした「労務管理」「ワークライフ・バランス」など

～問い合わせ先～

**大分県商工労働部 労政福祉課  
 労働相談・啓発班**  
 TEL 097-506-3354  
 FAX 097-506-1827

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
21年平均	355,223	302,082	288,478	249,729	66,745	52,353	147.3	155.0	136.4	143.3	10.9	11.7
22年平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
9月	297,953	252,055	292,215	251,492	5,738	563	150.4	157.4	138.5	144.0	11.9	13.4
10月	300,876	256,788	293,888	250,855	6,988	5,933	150.0	158.3	137.7	145.0	12.3	13.3
11月	314,536	272,240	293,350	251,303	21,186	20,937	152.1	156.7	139.8	143.9	12.3	12.8
12月	668,705	544,475	293,666	253,135	375,039	291,340	150.1	157.4	137.4	144.2	12.7	13.2
24年 1月	296,910	258,150	287,575	247,217	9,335	10,933	140.9	152.2	128.9	138.5	12.0	13.7
2月	293,562	261,291	290,320	260,661	3,242	630	151.4	153.4	139.1	142.3	12.3	11.1
3月	310,553	289,196	292,487	257,907	18,066	31,289	152.6	155.8	139.8	144.3	12.8	11.5
4月	302,938	257,924	293,019	255,688	9,919	2,236	153.6	158.3	140.9	147.9	12.7	10.4
5月	297,556	273,772	289,048	253,123	8,508	20,649	148.3	152.7	136.2	142.6	12.1	10.1
6月	523,271	420,203	290,433	253,153	232,838	167,050	154.9	159.0	142.9	148.4	12.0	10.6
7月	408,922	339,023	289,540	253,128	119,382	85,895	153.2	159.9	141.2	149.2	12.0	10.7
8月	299,197	258,945	288,158	252,630	11,039	6,315	148.4	155.1	136.8	144.8	11.6	10.3
9月	294,154	254,006	288,377	253,834	5,777	172	148.1	153.3	136.3	143.1	11.8	10.2
10月	296,223	255,442	289,631	251,883	6,592	3,559	152.5	158.6	140.4	148.8	12.1	9.8
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)17年=100		鉱工業生産指数(季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯)家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む			
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市		
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市		
21年平均	0.79	0.81	0.47	0.48	100.3	101.2	81.1	91.7	317,195	263,929		
22年平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191		
23年平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368		
8月	1.05	1.01	0.66	0.66	100.3	100.4	93.6	101.5	309,078	321,756		
9月	1.11	1.06	0.67	0.64	99.9	99.8	90.5	94.1	298,931	340,009		
10月	1.13	1.07	0.67	0.68	100.0	100.0	92.5	95.8	314,275	331,907		
11月	1.18	1.02	0.69	0.67	99.8	100.3	90.0	90.8	295,066	292,882		
12月	1.22	1.07	0.71	0.66	99.9	100.2	93.4	99.7	351,861	404,002		
24年 1月	1.20	1.20	0.73	0.70	99.6	99.9	95.2	103.0	309,483	307,087		
2月	1.27	1.16	0.75	0.73	99.8	100.2	94.4	95.3	242,949	368,405		
3月	1.19	1.08	0.76	0.71	100.3	100.5	95.6	103.4	329,671	292,276		
4月	1.28	1.12	0.79	0.71	100.4	100.5	95.4	95.6	339,069	376,942		
5月	1.35	1.18	0.81	0.74	100.1	100.5	92.2	89.6	304,653	337,998		
6月	1.32	1.08	0.82	0.73	99.6	99.7	92.6	96.8	292,937	279,091		
7月	1.31	1.20	0.83	0.74	99.3	99.4	91.7	101.3	312,592	322,043		
8月	1.33	1.20	0.83	0.76	99.4	99.9	90.2	98.6	310,643	377,515		
9月	1.24	1.07	0.81	0.74	99.6	99.9	86.5	93.5	299,821	370,918		
10月	1.29	1.07	0.80	0.68	99.6	99.9	87.9	92.0	315,161	347,208		
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」		県統計調査課「鉱工業生産指数月報」		総務省統計局「家計調査」	

(注) ●\*は速報値・空欄は未公表

●一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

### TOPIX 県内の動き

#### 個別労働紛争自主解決セミナー —大分労働局—

平成24年11月29日（木）、大分労働局主催の「第5回個別労働紛争自主解決セミナー」が、大分県医師会館で開催されました。

今回のセミナーは、昨年に引き続き「解雇・退職・雇止めをめぐる法的問題Ⅱ～労働契約を円満に終了するために～」をテーマに、平山秀生弁護士（大分労働局労働関係紛争担当参与）による講演が行われました。

平山弁護士の講演では、実際の裁判事例を交えながら、法律要件、判例が分かりやすく解説され、参加者は熱心に耳を傾けていました。



平山秀生弁護士による講演

#### 平成25年新年互礼会 —大分県経営者協会—

新年の抱負などを話す幸重綱二会長



1月7日（月）、大分オアシスタワーホテルで大分県経営者協会の「平成25年新年互礼会」が開催されました。互礼会には、経営者協会員のほか、来賓として広瀬勝貞知事、久保雅裕大分労働局長、村田正利連合大分会長などが出席しました。

大分県経営者協会の幸重綱二会長は「昨年は、円高やエネルギー問題で厳しい状況が続いた。政権も代わり新政権の経済政策に期待したい。まもなく春闘がはじまるが労働関連法の改正による新たな課題については労使で話し合って良い方向にいくよう対策を考えたい。今年は巳年、ヘビが脱皮を繰り返して再生するように、県内の経済も再生していける

年にしたい」とあいさつしました。また、来賓として出席した広瀬知事は「今年は景気、雇用の問題が大きな1年になる。災害に強い県土づくり取り組む中で、中小企業の振興策もしっかりやっていき、全体として景気の底上げをはかっていきたい。雇用の面では、昨年の高校生の就職率が98.7%九州で1位となった。本年も引き続き皆さんの力を借りながら、住んで良かったと思える大分県にしたい」とあいさつしました。

#### 2013新春懇談会 —連合大分—

春闘への決意などを話す村田正利会長



1月8日（火）、大分市ソレイユで連合大分の「2013新春懇談会」が開催されました。懇談会には、広瀬勝貞知事、久保雅裕大分労働局長、

(P8に続く)

## 労委だより

大分県労働委員会事務局  
TEL 097-506-5251  
FAX 097-506-1788

### 平成24年11月～12月の概況

#### ◎審査事件関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
不当労働行為事件	0	0	0	0
労働組合資格審査	0	0	0	0

#### ◎調整事件関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
あっせん	0	1	1	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

#### ◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
あっせん	1	0	0	1

#### ◎会議の開催状況

11月13日 第1510回定例総会	12月11日 第1512回定例総会
11月27日 第1511回定例総会	12月25日 第1513回定例総会

### ☆ あっせん制度とは ☆ ”簡易・迅速・無料”

労働委員会の公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が双方の主張を聞いて歩みよりの解決をお手伝いします。



### 大分県労働委員会労働相談ダイヤル

TEL 097-536-3650 ※相談時間は月～金の9時～17時

大分市大手町3丁目1番1号 大分県労働委員会（県庁舎本館7階）

大分県労働委員会では無料で労働相談を随時受け付けています。

### 悩まずどんとこい労働相談

～雇用のトラブル、まず相談～

日時：2月18日（月）～2月24日（日）

平日：9時～20時

（来所相談の受付は18時30分まで）

土・日：9時～17時

（来所相談の受付は16時まで）

○電話での相談：097-536-3650

097-506-5251

097-506-5241

○来所での相談：大分県労働委員会事務局（県庁舎本館7F）

※土・日に来所相談をされる方は、県庁舎本館裏玄関をご利用ください。

相談は無料です  
秘密は厳守いたします  
お気軽にご相談ください



- 賃金未払
- 労働条件
- 解雇
- パワハラ

◀(P7からの続き)

幸重綱二大分県経営者協会会長など、多くの来賓の方々も出席しました。

連合大分の村田正利会長は「2013 年は当面、春闘、政治闘争が重要になる。昨年末の衆院選での結果を踏まえて、2月の大分市議選、7月の参議院選に取り組まなければならない。春闘では、これまで求めてきた労働者に対する適正な配分を引き続き求めていく」とあいさつしました。

また、来賓として出席した広瀬知事は「本年はまず九州北部豪雨の災害復興や景気・雇用の回復に全力で取り組まなければならない。医療や社会保障の整備、地域の人材育成、人づくりにも取り組む必要がある」

とあいさつしました。

また連合大分は1月12日（土）に「2013春闘セミナー」を開催し、「痛んだ雇用・労働条件の復元と全ての働く者のディーセント・ワーク実現」に向け、「労働条件の底上げと復元」「全ての労働者の処遇改善（賃上げは定昇を除き1%を目安）」「人財の育成・処遇」「格差是正」を求める取り組みを進めることを提起しました。



連合大分2013春闘セミナー

携帯サイト

[大分県庁労働相談]のご紹介

大分県労政・相談情報センターでは、県ホームページの携帯サイト内には「大分県庁労働相談」@mobileを設けています。この携帯サイトでは「労働相談の実施予定」「ワークルールミニ知識」などの情報を掲載しています。



携帯サイトへのアクセスはQRコードを利用されるか、次のURLアドレスを直接入力してください。

http://www.pref.oita.lg.jp/mobile/soshiki/detail.php?lif\_id=103091

職場や仕事の悩み、トラブルは  
大分県労政・相談情報センターの労働相談へ



ご相談・お問い合わせは

労働相談専用電話

フリーダイヤル・・・0120-601-540  
携帯・公衆電話用・・・097-532-3040

非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話・・・097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは労働問題全般の相談を受け付けています。労働相談には次の3種類があります。各相談とも予約不要、相談無料です。

通常労働相談(随時)

◇受付：月曜～金曜の毎日8時30分～17時15分  
(祝日、12/29-1/3を除く)

◇相談方法：来所または電話

◇県職員が直接相談を受けますので、秘密厳守です

◇場所：大分県庁本館7F労政福祉課労働相談室

巡回特別労働相談(無料)

◇毎月1回、県内を巡回しながら開催

◇弁護士、社会保険労務士等が相談お受けします

◇当日来所いただけない人は電話相談もできます

◆2月26日(火) 別府会場

【場所】別府ニューライフプラザ2F第2セミナー室

◆3月19日(火) 大分会場

【場所】大分文化会館2F第2会議室

◇受付：両日とも13時15分～16時15分

労働なんでも相談(無料)

◇巡回相談開催地以外の県下各市町村で開催

◇県職員が相談をお受けします

◇当日来所いただけない人は電話相談もできます

◆2月7日(木) 由布会場

【場所】由布市コミュニティセンター2F会議室

◇受付：11時～15時

◆2月19日(火) 臼杵会場

【場所】臼杵市役所3F301会議室

◇受付：13時～17時

◆3月9日(土) 大分会場

【場所】大分県庁本館7F労政・相談情報センター

◇受付：10時～16時

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL097-506-3354/FAX097-506-1827

E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html

おいたの労働

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/